



令和 5 年度の年金額改定について

本年の年金額は、1月に発表された「令和4年平均の全国物価指数」を受けて3年ぶりの引き上げとなりました。また、本年は賃金変動率が物価変動率を上回ったため、新規裁定者と既裁定者で年金額が違ふようになり、2種類存在することとなりました。年金額の改定ルールが従来とは異なりますのでご注意ください。

新規裁定者（67歳以下の人） ⇒ 前年度から **2.2%の引き上げ** 2.8%（賃金変動率） - 0.6%（スライド調整）
既裁定者（68歳以上の人） ⇒ 前年度から **1.9%の引き上げ** 2.5%（物価変動率） - 0.6%（スライド調整）

● 新規裁定者及び既裁定者は生年月日によって判断され、年度により変わります。令和5年度は

新規裁定者：昭和31年4月2日以降生まれた方

既裁定者：昭和31年4月1日以前生まれた方 となります。

● 年金額の改定は、法律に基づき、原則として新規裁定者は賃金変動率、既裁定者は物価変動率を用いて、当年度の「改定率」が決定し年金額が算出される仕組みとなっています。

【令和5年度の年金改定の参考指標】

- ・物価変動率： 2.5%
 - ・名目手取り賃金変動率： 2.8%
 - ・マクロ経済スライドによるスライド調整率： ▲0.3%
 - ・前年度までのマクロ経済スライド未調整分： ▲0.3%
- } ▲0.6%



【令和5年度の改定された主な年金制度】

	(参考) 令和4年度	令和5年度	
		新規裁定者 (67歳以下)	既裁定者 (68歳以上)
老齢基礎年金 (満額1人分)	777,800円	795,000円	792,600円
障害基礎年金	1級	972,250円	990,750円
	2級	777,800円	792,600円
遺族基礎年金 (子のある配偶者が受け取る時)	777,800円 +子の加算	795,000円 +子の加算	792,600円 +子の加算
子の加算 (子が2人まで)	223,800円	228,700円	
子の加算 (子が3人目以降)	74,600円	76,200円	
振替加算	14,955円~ 223,800円	15,323円~228,100円	

【在職老齢年金の支給停止調整額】

支給停止調整額についても賃金変動に応じて改定されるため1万円の増額となります。

	令和4年度	令和5年度
支給停止調整額	47万円	48万円



年金改定等の詳細は右記 URL をご確認ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001040881.pdf>